

# 教育振興基本計画に関する緊急提言 一概要一

平成20年5月20日  
教育再生懇談会

政府において、新しい教育基本法に基づく教育振興基本計画が策定されようとしている。この教育振興基本計画は、教育再生のために極めて重要な役割を担うものである。

教育は、保護者あるいは本人の所得、障害、地域、家庭や仕事の環境、年齢等の条件を問わず、すべての人間の生涯に喜びと希望と糧をもたらすための重要な基盤であり、教育立国として再生していかざるを得ない我が国においては特に、教育の機会均等が保障されなければならない。ところが我が国ではその機会均等が揺らぎつつある。また、世界のグローバル化に伴う国際的な人材育成競争が激化している中で、我が国の教育レベルの低下が現実のものとなりつつある。

このような背景に鑑み、教育の再生によって我が国の将来を担う人間に夢と希望を与え、国の未来を切り拓いていくために、これから策定される教育振興基本計画について、緊急に以下の提言を行う。

## 1 教育再生への確実な取り組み

- ・「留学生30万人計画」および外国での研鑽の支援等の国家戦略としての実行
- ・世界の共通言語としての英語教育の、国語教育等と矛盾しない形での抜本的強化
- ・幼児教育の無償化、認定こども園の指定促進
- ・新学習指導要領実施のための教員や教材の充実
- ・専科教員確保を含めた教職員定数の改善
- ・学校施設の耐震化
- ・特別支援教育の充実
- ・私学振興
- ・高等教育の基盤的経費（国立大学運営費交付金、私学経常費補助金）の充実等

## 2 財政基盤の確保

教育の再生を図るためには、幼児教育から高等教育に至る多くの改革を、省庁の壁を超えて、直ちに、かつ、総合的・抜本的に進める必要がある。そのためには、これらの施策の実施を裏づける財政的基盤の確保が不可欠であり、今後の歳入改革も見通し、教育への公財政支出を現在の対GDP比3.5%から少なくとも他のOECD諸国並みの対GDP比5%にする等の具体的数値目標を教育振興基本計画に記述し、省庁総がかりで、教育再生を着実に実現していくことが極めて重要である。

## 3 税制、地方の教育費、教育再生会議報告の実行

- ・民間からの教育投資を促進するため、寄附に係る優遇税制について格段の充実・強化を図ることが重要である。
- ・地方交付税で措置されている図書費、教材費など教育のために措置されている財源が100%子供たちのために使われるよう地方に対し強く促すことが重要である。
- ・子供たちの体験活動、学校支援地域本部の全国展開、スポーツ、文化の振興、教育委員会の機能強化はじめ、教育再生会議報告の提言を確実に実行することが重要である。

## 【別添】

### 教育振興基本計画に関する緊急提言

平成20年5月20日  
教育再生懇談会

政府において、新しい教育基本法に基づく教育振興基本計画が作成されようとしている。教育振興基本計画は、今後10年を通じて目指すべき我が国教育の姿を示すとともに、国としてこれから5年間に取り組むべき具体的な教育施策を明らかにするものであり、我が国の教育を再生していく上で極めて重要な役割を担うものである。

教育再生懇談会においては、これまで合宿集中審議を含め、3回の会合を開催し、教育再生に向けた具体的な施策について検討を進めてきたが、現在作成されつつある教育振興基本計画の重要性に鑑み、緊急に以下の提言を行うこととする。

#### □ 教育の再生と財政基盤の確保

教育は、一人一人の子供たち、若者たち、また年齢を問わず、すべての人間の生涯に喜びと希望と糧をもたらすための重要な基盤である。我が国においては、教育立国として、所得の違い、障害の有無、地域の違い、子育てや仕事の有無、その他の条件の違いによらず、教育の機会の平等が保障されるべきである。しかしながら、我が国の教育の状況は、教育格差が問題になるなど機会均等が揺らぎつつある。

また、世界のグローバル化に伴う国際的な人材育成競争は、先進諸国、経済新興国、発展途上国等が入り乱れて、国家戦略のレベルで熾烈を極めており、その中で我が国の教育レベルの低下への懸念が強まりつつある。

これらの危機的な状況からの教育の再生を図るためには、以下に掲げる項目のみならず、幼児教育から高等教育に至る多くの改革を、省庁の壁を超えて、直ちに、かつ、総合的・抜本的に進める必要がある。そのためには、これらの施策の実施を裏づける財政的基盤の確保が不可欠であり、今後の歳入改革も見通し、教育への公財政支出を現在の対GDP比3.5%から少なくとも他のOECD諸国並みの対GDP比5%にする等の具体的数値目標を教育振興基本計画に記述し、省庁総がかりで、教育再生を着実に実現していくことが極めて重要である。

#### 1. 教育再生の実現と教育への公的投資の確保、地方における教育費の確保

- 教育再生懇談会においては、これまで、特に学校に入学する前の幼児教育などの乳幼児期における教育、「留学生30万人計画」の実現など大学の国際化、英語教育の抜本的強化、子供と携帯電話の関わり、環境教育等について検討を進めてきた。
- この中で、幼児期の教育に関しては、若い保護者が安心して子育てできるよう、幼児教育無償化や認定こども園の指定促進、市町村レベルでの相談・支援機能充実に速やかに取り組む必要がある。

- 「留学生30万人計画」においては、レベルの高い留学生を多数受け入れようとする大学への重点的支援、留学生のための宿舍、奨学金等の充実、日本への優秀な留学生誘致のための世界的支援・広報活動など、国際競争力強化や安全保障の観点からも国家戦略として迅速に取り組む必要がある。また、我が国の多くの学生に外国での研鑽等の国際体験を積ませる必要がある。
- さらに、世界のグローバル化に対応し、世界の共通言語としての英語教育強化が中国、韓国等のアジア諸国やEU諸国において急激に進んでいる。真の国際人になるには、英語力だけでなく、日本のことをよく学び、国語力をしっかり身に付けることが大前提になるのは当然であるが、我が国においても、小学校からの英語教育の実施、そのための教員研修の充実やALT等の確保、英語教科書の質・内容の抜本的拡充等、英語教育改革に早急に取り組む必要がある。
- 改訂された新学習指導要領を迅速かつ確実に実施するための教員や教材の充実、特に、学力・体力向上のための、小学校の理科、算数、体育、芸術、外国語活動等の専科教員確保を含めた教職員定数の改善、特別支援教育のための教員研修や支援員等の充実が必要である。また、子供の安全確保のための学校施設の耐震化、私学振興、高等教育等の基盤的経費(国立大学法人運営費交付金、私学経常費補助金)の充実と競争的資金の拡充、家計や学生の経済的支援の充実等の諸施策を着実かつ計画的に実行していく必要がある。
- このため、これらの施策の実施を裏づける財政的基盤の確保が不可欠であり、教育振興基本計画の具体的実施を担保するため、今後の歳入改革も見通し、教育投資充実のための上述のような具体的数値目標を計画に記述する必要がある。
- なお、教育振興基本計画においては、民間からの教育投資を促進するため、寄附に係る優遇税制について格段の充実・強化を図ることを盛り込むことが重要である。
- また、地方交付税で措置されている図書費、教材費などが十分に予算化されず、地域格差が生じている(例えば、図書費の措置率は全国平均で78%、教材費は66%)。公教育費マップの公表などにより、教育のために措置されている財源が100%子供たちのために使われるよう地方に対し強く促すことが重要である。また、各教育委員会は、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査を活用し、子供の実態を踏まえた学力、体力向上策を講じる必要がある。

## **2. 教育再生会議報告の確実な実行**

教育再生会議報告で提言された事項については、本年3月末の学習指導要領改訂、平成20年度予算、通常国会での関連する法律の成立や法案の提出など、実施に向けた取り組みが行われている。

また、教育振興基本計画に関する中央教育審議会答申においては、子供の学力の向上、体

験活動の推進、体力の向上、私学振興、高等学校や大学等における教育の質の保障、大学の国際化、世界最高水準の大学・大学院の形成をはじめ多くの事項が盛り込まれているが、さらに、以下の点について、教育再生の実現に向けた積極的な取り組みが求められる。

**(1) 全ての子供に体験活動の機会を提供する。地域ぐるみで子供を育てる仕組みを今後5年間で全ての小・中学校区で作る**

全ての子供への自然体験・農山漁村体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)の機会の提供を目指し、関係府省が連携して支援する。

また、国、地方公共団体は、「放課後子どもプラン」の全小学校区(2万か所)での実施、「学校支援地域本部」の全中学校区(1万か所)での実施を実現する。これらを通じて、子供たちの補充学習や、体験活動を積極的に進める。

**(2) スポーツ、文化に関する教育を充実する**

国、地方公共団体は、スポーツ・リーダー・バンクの充実、子供が伝統芸能などを体験する機会の拡充を図る。国によるスポーツ振興策を抜本的に強化する。

**(3) 専科教員を増やす。社会人や大学院修了者を大量に登用する**

国、地方公共団体は、理科、算数、体育、芸術などの専科教員を増やす。その際、教育委員会は、社会人、大学院修了者等を、採用者の2割を目指し、積極的に登用する。

また、教育委員会は、教師塾など採用前から優れた教員を養成・確保する取り組みを進める。

**(4) 全ての教育委員会が「学校問題解決支援チーム」を設ける。市町村教育委員会、学校(長)への分権改革を推進する**

全ての教育委員会が、今後5年間で「学校問題解決支援チーム」を設置することを目指す。

都道府県教育委員会から市町村教育委員会への分権を進め、学校(長)の裁量を拡大するため、国は、県費負担教職員の人事権の委譲など、義務教育に関する行財政の仕組みについて早急に検討を行う。